

旭川医科大学病院薬剤師研修管理委員会要項

(令和8年7月8日病院長裁定)

(設置)

第1条 旭川医科大学病院に、免許取得直後の薬剤師に対する研修の実施について審議し、及び統括管理するため、旭川医科大学病院薬剤師研修管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研修プログラムの策定に関すること。
- (2) 研修プログラムの見直しに関すること。
- (3) 研修の実施及び管理に関すること。
- (4) その他研修に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 薬剤部長
- (2) 副薬剤部長のうちから 1人
- (3) 腫瘍センター長
- (4) 副看護部長のうちから 1人
- (5) 診療技術部長又は副部長のうちから 1人
- (6) その他委員長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第2号及び第4号から第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、薬剤部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第6条 委員会に副委員長を置き、第3条第2号の委員をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(研修責任者)

第9条 薬剤師研修の適切な実施及び管理を行うため、研修責任者を置く。

2 研修責任者は、薬剤部長をもって充てる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に

定める。

附 則

- 1 この要項は、令和8年7月8日から施行する。
- 2 この要項の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、令和10年3月31日までとする。

【制定理由】

医療法施行規則の改正に伴い、免許取得直後の薬剤師に対する研修に関して統括的に管理する委員会を設置するものである。